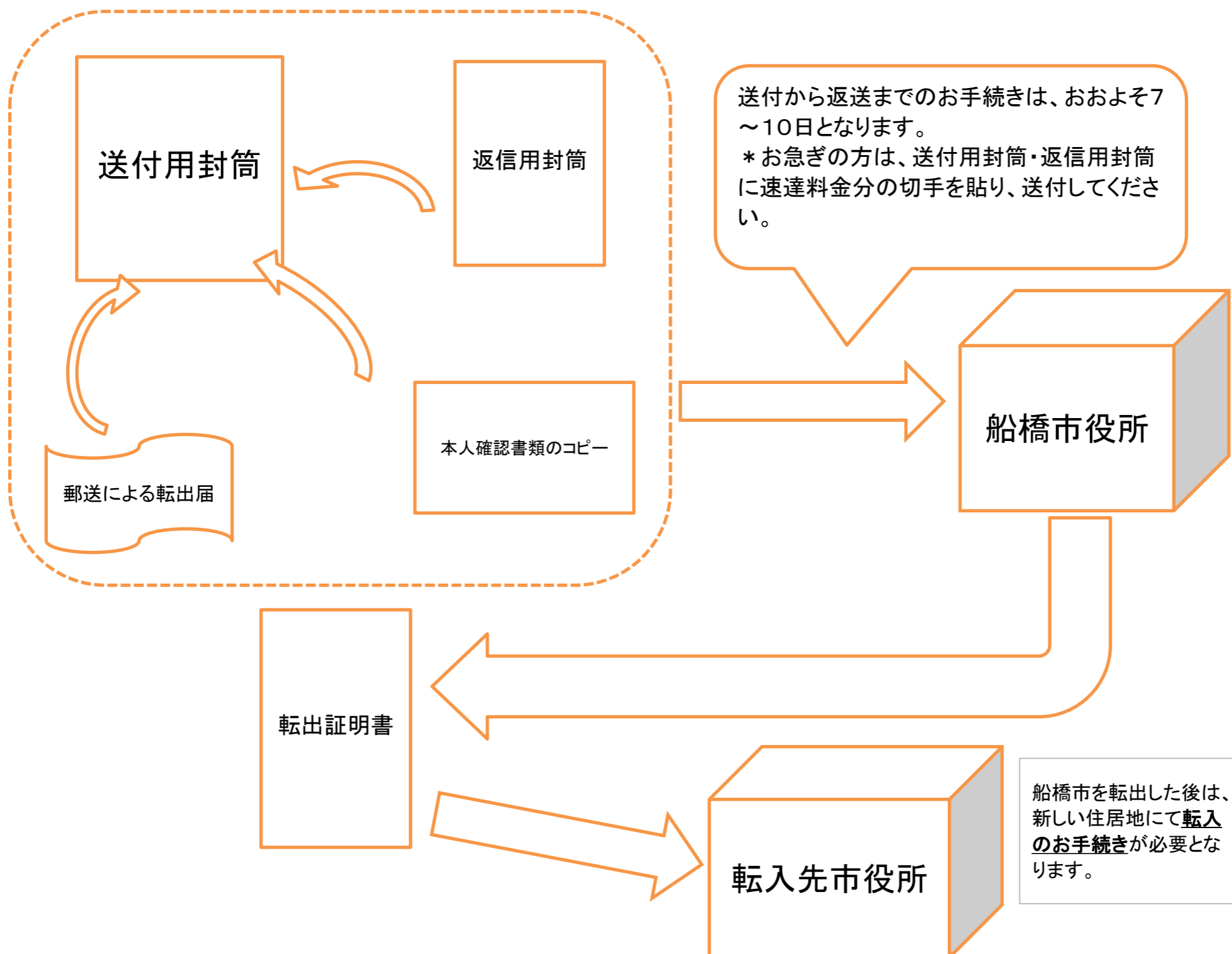


郵送の転出手続から転入までのおおまかな流れ



有効なマイナンバーカード(写真付き)または住民基本台帳カードでの転出届(「転入届の特例」)について

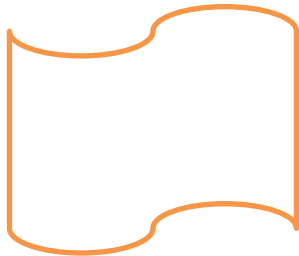
「転入届の特例」とは

転出届は通常、「転出証明書」という紙の証明書の交付を受ける必要があります。ただし、有効なマイナンバーカード(写真付き)または住民基本台帳カードをお持ちの方は、紙の「転出証明書」が不要となり、カードを利用した転出届をすることができます(船橋市に転出届は必要です)。

<カードでの転出届(「転入届の特例」)を利用する際の注意事項>

- ・カードでの転出届(「転入届の特例」)は、紙製の通知カードではできません。
- ・同一世帯の中で転出する世帯員のうち、有効なマイナンバーカード(写真付き)または住民基本台帳カードをお持ちの世帯員が一人でもいれば、カードでの転出届(「転入届の特例」)が適用されます。郵送などでカードを提示、提出する必要はありません。
- ・カードでの転出届(「転入届の特例」)が受理されますと、転出処理終了後に手続きが完了した旨のお電話をいたしますので、平日昼間に連絡が取れる電話番号を転出届に必ず記入してください。電話連絡が困難であったり、紙の転出証明書の交付を希望する場合は、返信用封筒を同封してください。(※有効なマイナンバーカード(写真付き)または住民基本台帳カードをお持ちの方で返信用封筒が同封されている場合は、電話連絡をせず、転出証明書を交付します)。
- ・カードでの転出届(「転入届の特例」)は転出予定日から30日を経過すると適用を受けられない可能性があります。その際、紙の転出証明書を取得する手続きが必要となりますので、期限内に転入届をしてください。
- ・カードが有効でない場合(廃止や一時停止等)は、カードでの転出届「転入届の特例」は受け取ることができませんので、通常通り紙の転出証明書を交付いたします。
- ・カードによる転出届(「転入届の特例」)を希望される方も、転出届は必要です。転出届を行わないまま、転入届はできません。
- ・カードによる転出届出以降は、コンビニ交付サービスのうち「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」は取得できなくなりますのでご注意ください。

①



「郵送による転出届」

届出は原則ご本人からとなります。

船橋市の様式・他市町村の様式・白紙に必要事項を記載したもののいずれかをご使用ください。

内容に不備があった場合、お電話にてご連絡をすることがございます。日中にとりやすい電話番号かをお書きください。

特記事項の漏れがよく見受けられます。該当する方は確認をよろしく願います。

②



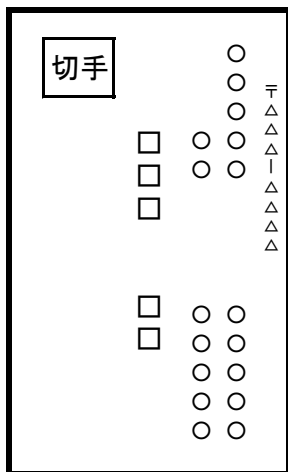
「本人確認書類のコピー」

本人確認書類は、官公署発行の顔写真付き証明書<免許証、パスポートなど>であれば1点のみのコピーが必要となります。

保険証や年金手帳など、顔写真がついていないものと、他に診察券など名前が記載されたものと合わせて2点が必要となります。

詳しくは案内に掲載しております。

③



「返信用封筒」

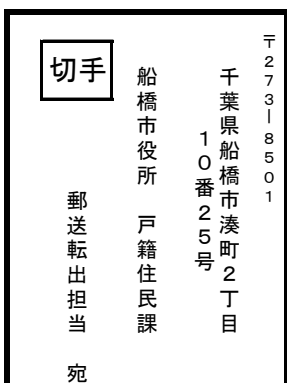
返信用封筒の宛先は、船橋の住民登録地(旧住所)、もしくは新しい住民登録地(新住所)のみとなります。会社や一時滞在地には送付できませんのでご注意ください。

110円切手が貼られた、定型内のものをご使用ください。速達等をご希望の際は、必要な金額の切手をご利用ください。

* 国外転出及び有効なマイナンバーカード(写真付き)または住民基本台帳カードをお持ちの方は、返信用封筒が不要です。



①～③を同封してください



「送付用封筒」

送付用の封筒の宛先は「船橋市役所 戸籍住民課 郵送転出担当 宛」となります。

速達等をご希望の際は、必要な金額の切手をご利用ください。

①～③の書類の同封をお忘れないう、願います。書類に不備がある場合は、届出を保留とさせていただきます。